

議案 「大阪ビジネスパーク駅周辺地域 都市再生安全確保計画」の変更について

【内容】

別紙のとおり

【説明】

大阪京橋駅・大阪ビジネスパーク駅周辺・天満橋駅周辺地域都市再生緊急整備協議会では部会を置き、都市再生特別措置法第19条の13第1項に基づき「大阪ビジネスパーク駅周辺地域 都市再生安全確保計画」（以下、「安全確保計画」という。）を平成27年3月27日に作成し、現在までに計画の一部変更を2回行ってきた。

本案は、平成29年9月29日に新たな建物がAブロックに竣工したことに伴う記述の変更並びに、災害対策用物品の新たな整備に伴う5頁「2-1.(3)(4)(6)」の加筆・変更などを行った修正案により、安全確保計画の承認を諮るものである。

なお、今回の議案については、協議会規約第12条第9項の規定に基づく「書面表決」の方法により、ご審議賜るようお願い申し上げます。